

東京都駐車場条例に基づく附置義務基準の概要について

以下の内容は過去の附置義務基準の概要を示しています。個々の建築物に適用されている基準はこれと異なる場合があります。

【一般の駐車施設の附置義務基準】

施行日	対象地区	対象規模 (建築物床面積)	基準床面積等					※百貨店、店舗及び事務所以外の 特定用途の変遷	備考	駐車施設の規模	
			対象用途				共同住宅				特定用途及び共同住宅以外の用途
			特定用途			百貨店、店舗及び事務所以外の特定用途※					
百貨店	店舗	事務所									
S33.10.1	駐車場整備地区、周辺の区域	3千㎡超	3千㎡超の部分について400㎡/台		-	3千㎡超の部分について400㎡/台	-	劇場、演芸場、観覧場、展示場、公会堂、集会場、キャバレー、舞踏場、ホテル、旅館、料理店、映画館	18㎡以上		
		5千㎡超	5千㎡超の部分について600㎡/台		-	-					
S37.4.1	駐車場整備地区、周辺の区域	3千㎡超	3千㎡超の部分について300㎡/台		-	3千㎡超の部分について300㎡/台	-	(以下追加) ナイトクラブ	18㎡以上		
		5千㎡超	5千㎡超の部分について400㎡/台		-	-					
S37.10.16	駐車場整備地区、商業地域	2千㎡超	2千㎡超の部分について300㎡/台			-	3千㎡超の部分について300㎡/台	(以下追加) 結婚式場、斎場、飲食店、待合、カフェー、バー、遊技場、体育館、病院、卸売市場、倉庫、工場	※昭和46年12月26日まではボーリング場は非特定用途に該当	2.5×6m以上	
		3千㎡超	3千㎡超の部分について400㎡/台			-					
	周辺地区、自動車ふくそう地区	3千㎡超	3千㎡超の部分について400㎡/台			-					
S46.12.27	駐車場整備地区、商業地域	2千㎡超	2千㎡超の部分について300㎡/台			-	3千㎡超の部分について300㎡/台	(以下追加) ボーリング場	2.5×6m以上		
		3千㎡超	3千㎡超の部分について400㎡/台			-					
	周辺地区、自動車ふくそう地区	3千㎡超	3千㎡超の部分について400㎡/台			-					
H4.7.1	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	1.5千㎡超	(区)250㎡/台(市)200㎡/台		(区)300㎡/台(市)250㎡/台	-	(区・市)300㎡/台	同上	※6000㎡未満は緩和係数を乗じる。 ※附置義務台数は最低2台とする。 ※事務所の10000㎡超の部分は調整率を乗じる。	2.3×5m以上 (3割:2.5×6m以上、1台:3.5×6m以上)	
		2千㎡超	(区)300㎡/台(市)250㎡/台		-						
	周辺地区、自動車ふくそう地区	2千㎡超	(区)300㎡/台(市)250㎡/台		-						
H26.4.1 (現行)	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	1.5千㎡超	(区)250㎡/台(市)200㎡/台		(区)300㎡/台(市)250㎡/台	-	(区)350㎡/台 (市)300㎡/台	同上	※6000㎡未満は緩和係数を乗じる。 ※附置義務台数は最低2台とする。 ※事務所の区6000㎡超・市10000㎡超の部分は調整率を乗じる。	2.3×5m以上 (3割:2.5×6m以上、1台:3.5×6m以上)	
		2千㎡超	(区)300㎡/台(市)250㎡/台		-						
	周辺地区、自動車ふくそう地区	2千㎡超	(区)300㎡/台(市)250㎡/台		-						

※昭和37年10月16日以降は特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市に適用。平成4年7月1日以降は特別区とすべての市に適用。

【荷さばき駐車施設の附置義務基準】

施行日	対象地区	対象規模 (建築物床面積)	基準床面積等				備考	駐車施設の規模
			対象用途					
			特定用途					
百貨店、店舗	事務所	倉庫	百貨店、店舗、事務所、倉庫以外の特定用途					
H14.10.1	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地 周辺地区、自動車ふく そう地区	2千㎡超	2500㎡/台	5500㎡/台	2000㎡/台	3500㎡/台	※6000㎡未満は緩和係数を乗じる。 ※事務所の10000㎡超の部分は調整率を乗じる。	3×7.7m以上又は4×6m以上 はり下高さ3m以上
		3千㎡超	7000㎡/台					
H26.4.1 (現行)	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地 周辺地区、自動車ふく そう地区	2千㎡超	2500㎡/台	5500㎡/台	2000㎡/台	3500㎡/台	※6000㎡未満は緩和係数を乗じる。 ※事務所の区6000㎡超・市10000㎡超の部分は調整率を乗じる	3×7.7m以上又は4×6m以上 はり下高さ3m以上
		3千㎡超	7000㎡/台					

※特別区とすべての市に適用。

※非特定用途は対象外。